老齢厚生年金の請求手続きについて(共済組合員)

※共済短期組合員を除く

1. 特別支給の老齢厚生年金(64歳まで受給)

◎ 受給資格要件

次の3つをすべて満たしている場合に請求できます。

- ① 受給開始年齢(表参照)に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること
- ③ 厚生年金の被保険者期間 (2号厚生年金以外の厚生年金期間を含む) が1年以上あること

在職支給停止の場合でも必ず請求 手続きが必要です!

せん。

この年金は繰り下げることができま

●受給開始年齢表

生年月日			支給開始年齢
昭和28.4.2	\sim	昭和30.4.1	61歳
30.4.2	\sim	3 2. 4. 1	6 2歳
3 2. 4. 2	\sim	3 4. 4. 1	6 3歳
3 4. 4. 2	\sim	36.4.1	6 4歳

※S36.4.1以降生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金は支給されず、65歳からの老齢厚生年金が支給されます。

◎ 請求方法

受給開始年齢の誕生日3か月前頃に国家公務員共済組合連合会から決定請求書(冊子様式)が届きますので、必要事項を記入し、添付書類を添えて<u>国家公務員共済組合連合会</u>又は<u>広島大学福利厚生G(福利厚生担当)に</u>必ず提出してください。 (注)添付書類の取得は誕生日以降に行ってください。

◎ 受給開始月

請求手続をされた方には、受給開始年齢の誕生月の翌月分から支給されます。 在職中は給与との調整があり、年金の一部又は全部が支給停止されます。 (※1)

2. 本来支給の老齢厚生年金(65歳から受給)

◎ 受給資格要件

次の2つを満たしている場合に請求できます。

- ① 65歳に達していること
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること

最大75歳まで繰り下げることが可能! 年金の繰り下げを希望する場合は請求書(ハガキ)を 提出しないでください。

特別支給の年金に該当する方は、特別支給の手続き を行っていない場合は本来支給の年金請求書は届き ません!

◎ 請求方法

65歳の誕生日2か月前頃に国家公務員共済組合連合会から決定請求書が届きますので、必要事項を記入し、請求書(ハガキ様式)を<u>国家公務員共済組合連合会に</u>提出してください。

◎ 受給開始月

請求手続をされた方には、受給開始年齢の誕生月の翌月分から支給されます。 在職中は給与との調整があり、年金の一部又は全部が支給停止されます。(※1)

※1 給与との調整

年金の月額と賃金の月額の合計が <u>47 万円</u>を超える場合は、その超えた額の1/2の額が年金から支給停止されます。

在職支給停止額(月額)=(年金の月額+賃金の月額-47万円)×1/2

5. 退職等年金給付について(退職または共済組合脱退後の手続)

◎ 対象者

平成27年10月以降の共済組合員期間(共済短期組合員期間を除く)を有する者

◎ 受給資格要件

次の3つを満たしている場合に請求できます。

- ① 65歳に達していること
- ② 退職していること
- ③ 1年以上引き続く組合員期間を有していること

◎ 請求方法

65歳の誕生日または退職(共済組合脱退)日のいずれか遅い日以後,国家公務員共済組合連合会から年金請求書が郵送で届きますので,必要事項を記入し,請求書を直接,国家公務員共済組合連合会に提出してください。

◎ 受取方法

有期退職年金(10年・20年または一時金)または終身退職年金のどれかを選択

年金に関する照会・連絡先

広島大学財務・総務室人事部福利厚生グループ(福利厚生担当)

〒739-8511 東広島市鏡山一丁目3番2号

電 話: (082) 424-6022

E-mail: syokuin-fukuri@office.hiroshima-u.ac.jp